

# 安中市庁舎に関わる提言書

(案)

令和 2 (2020) 年 ● 月

安中市庁舎に関わる市民懇談会

・青字部分は、議事録に振られた番号。特に、委員のどのようなご発言が反映されているかを表すものです。

## はじめに

安中市庁舎に関わる市民懇談会は、学識経験者・市内各団体の被推薦者・公募市民からなる18名の委員の構成のもと、現在の市庁舎の現状・課題を踏まえそのあり方を検討するために、市長から委嘱を受けて令和2(2020)年6月に発足いたしました。

安中市も他市の例にもれず、少子高齢化が進行し人口減少社会に突入していて、財政的にも厳しい状況にあります。一方で、地震・水害等の自然災害や新型コロナウイルスなどの想定外の事態に対応することも求められています。

このような状況の中で、本懇談会は、市民生活者や庁舎を使用する方々の目線に立ちながら現在の市庁舎の抱える問題点を洗い出し、庁舎整備の検討の必要性を踏まえ、「今後の庁舎のあり方をどのように考えていくか」「どのような機能が庁舎には必要か」等について活発な議論をしまりました。

この提言書は、本懇談会が検討を重ねた結果、安中市庁舎の今後のあり方や一定の方向性を示したもので、今後、市において策定されていく基本構想・基本計画等に活かしていただきたい事柄をまとめたものです。本懇談会の意見を十分にお汲み取りいただきますよう委員一同願っております。

令和2(2020)年●月

安中市庁舎に関わる市民懇談会  
会長 小竹裕人

## もくじ

- 1. 安中市庁舎に関する現状と課題・・・・・・・・・・ P 1
- 2. 庁舎整備の方向性・・・・・・・・・・ P 5
- 3. 庁舎に求める機能・役割・・・・・・・・・・ P 7
- 4. 庁舎整備の立地・・・・・・・・・・ P 10
  
- 資料1 安中市庁舎に関わる市民懇談会委員名簿 ・・・ P 11
  
- 資料2 安中市庁舎に関わる市民懇談会の開催状況・・・ P 12

## 1. 安中市庁舎に関する現状と課題

### (1) 老朽化による耐震強度不足

・安中市の本庁舎は、①旧庁舎、②中庁舎、③保健センター、④西庁舎、⑤新庁舎の主に5つの建物で構成されている。旧庁舎は昭和34(1959)年に建築され60年以上経過し、中庁舎は昭和44(1969)年に建築され50年以上経過した。また、西庁舎は昭和39(1964)年に建築された建物で、この3棟は特に老朽化が進んでいる。なお、保健センターは昭和61(1986)年、新庁舎は平成13(2001)年に建築されている。

### 【現庁舎の概況】

	本庁					松井田庁舎	谷津庁舎	クリーンセンター管理棟	消費生活センター	
	①旧庁舎	②中庁舎	③保健センター	④西庁舎	⑤新庁舎					
竣工	昭和34年 (1959年)	昭和44年 (1969年)	昭和61年 (1986年)	昭和39年 (1964年)	平成13年 (2001年)	平成4年 (1992年)	昭和59年 (1984年)	平成10年 (1998年)	平成23年 (2011年)	
階数	3階・PHI	3階	3階	2階	3階	2階	3階	2階	2階	
延床面積(m <sup>2</sup> )	2,537	1,073	918	537	2,410	5,657	1,511	758	227	
建築面積(m <sup>2</sup> )	762	370	303	-	1,228	1,955	690	465	138	
*実職員数	105	66	22	0	127	131	43	8	3	
部署配置	地下	書庫								
	1階	福祉課 子ども課 市民生活課 建築住宅課 防災無線室	土木課 都市整備課 農業委員会	保健指導室	磯部土地改良区	市民課 国保年金課 税務課 収納課 会計課	総務管理課 住民福祉課 農林課 観光課 地域創造課	上水道事務課 上水道工務課 下水道課	環境政策課 クリーンセンター	消費生活センター
	2階	秘書課 行政課 危機管理課 市長室 副市長室	企画課 財政課	健康づくり課 栄養指導室	保護司会 事務室	介護高齢課 監査委員 事務局 会議室 相談室 応接室	教育委員会 会議室	会議室	会議室	消費生活センター
	3階	議会事務局 議長室 議場 議員会派室	議員会派室 会議室	会議室 職員組合室		議会委員会 室				
備考	Is値:0.14、 耐震性能ランク:D	Is値:0.34、 耐震性能ランク:C		保護司会、土地改良区の事務室、市役所物品の物置として使用						

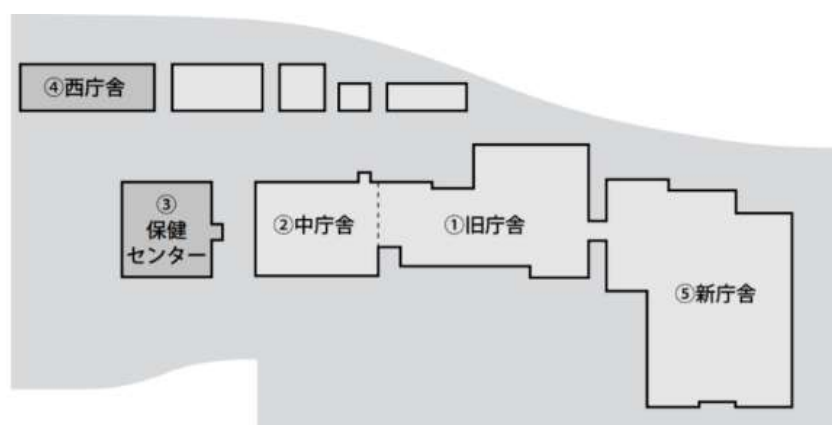
\*実職員数には正規職員のほか特別職、会計年度任用職員(産休育休代替職員を除く。)の数を含む(令和2(2020)年7月1日現在)。なお、安中市定員適正化計画では、平成31(2019)年から令和6(2024)年の間で定数内職員及び代替職員数の合計で8人削減(649人→641人)を目標としている。

・旧庁舎および中庁舎は旧耐震基準の建築物であることから、耐震改修促進法に基づき、平成18(2006)年度及び平成19(2007)年度に耐震診断を実施した。その結果、外部機関の検査および群馬県建設技術センターの精査によると、まず国の基準である耐震性能を示すIs値(0.7が目標値。Is値が小さいほど耐震性が低いことを意味する)が、旧庁舎は0.14、中庁舎は0.34との診断を受けている。

また、耐震性能ランクでは旧庁舎はDランクで「本建築物の耐震性能は非常に低く大規模な改修が必要」とされ、中庁舎はCランクで「本建築物の耐震性は低く補強が必要」と診断された。なにかしらの対策をしないと大規模地震が発生した場合には、耐震強度の不足から建物の倒壊または一部崩壊が懸念され、大きな被害を受ける可能性が高いと予想されている。

- ・耐震強度不足は地震時の庁舎内の安全確保の問題のみならず、市民の電子的記録にも影響を与える可能性がある。市役所で取り扱う多くの情報は老朽した庁舎にあるサーバーに保存されており、サーバーが停止すると行政サービスの提供に支障をきたす危険性もある。
- ・市庁舎は被災時には司令塔として機能するべきであるが、肝心の庁舎が倒壊すればその機能は果たせず、被災後の市民生活の復興や国からの支援策への対応にも遅れが生じる可能性もある。

【安中市役所本庁舎図】



## **(2) 市民利用の目線の必要性**

- ・建物の空間的ゆとりはほとんどない。特に旧庁舎では、待合スペースがないため申請時に市民が集中すると、廊下にまで人があふれ通行することができなくなる。車椅子の方や体の不自由な方には大変きびしい環境と言える。また、ハード面の改善と同時に、各申請の電子化をさらに促進させるといったソフト面の改善も必要であり、そのためには情報セキュリティを確保しつつ、簡易に申請ができて必要書類が受け取れる仕組みを求める声もある。
- ・駐車場と市民利用の多い窓口との位置関係が整頓されておらず、わかりやすい、動線がかぶらない、利用しやすい位置に再配置する必要がある。また、プライバシーや新しい生活様式に配慮した窓口や相談スペース・会議室等が不足している。
- ・市民の個人情報や行政文書は庁舎内の執務スペースに保管されている。現在の庁舎はセキュリティの概念が低い時代に建設されたものであるため、情報資産の保護への早急な対策が必要とされる。

## **(3) 庁舎整備の財源**

- ・庁舎整備の財源は、①基金（庁舎建設基金（令和元(2019)年度末現在：約4億）、地域振興基金（令和元(2019)年度末現在：約7億）等）、②起債（\*合併特例債（令和元(2019)年度末現在：約38億）、\*一般事業債等）、③市税等で賄うことが考えられる。

\*合併特例債：合併した市町村が合併後のまちづくりのための事業に活用できるもので、対象事業費の95%まで借入れができ、返済した元金と利子の70%を地方交付税の計算に含めることができる。合併した市町村の一体性の確立や均衡ある発展に資するための公共的施設の整備等に活用できる事業が対象事業。合併特例債を活用するためには令和7年度中までの整備完了が条件。

\*一般事業債：対象事業費の75%まで借入れができる。ただし、合併特例債のような国からの特別の財政措置はない。

## **(4) 整備候補地の環境**

- ・建て替えることを仮定した場合、その立地については、①現在地での建替え、②旧安中高校跡地、③その他の場所が候補となっている。旧安中高校跡地は、現在地の約1.4倍の敷地面積を有している。

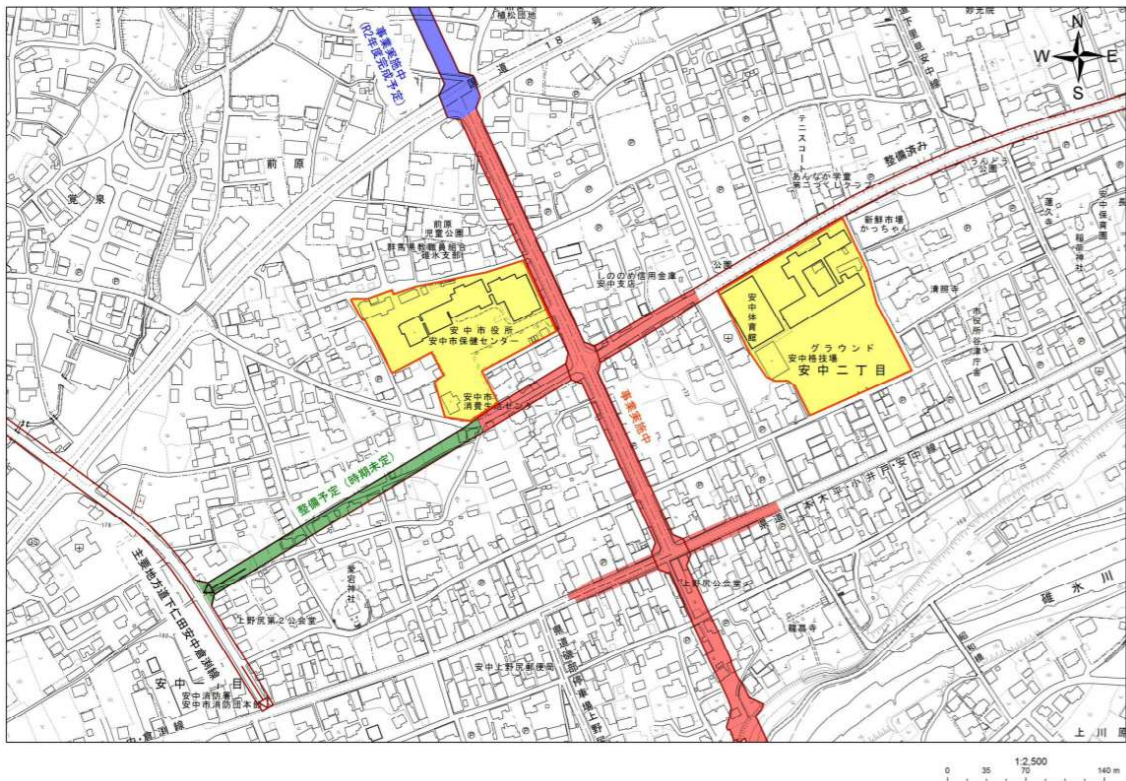
なお、①②の近くには、\*西毛広域幹線道路が整備される予定であり、富岡や前橋へのアクセスが向上し、交通量が変化すると予想されている。

\*西毛広域幹線道路：事業期間は平成28(2016)年度から令和9(2027)年度まで。交通量が5,039台/日（平成27(2015)年の交通量）が8,800台/日（令和12(2030)年）に増加すると予想されている（群馬県県土整備部作成「よくわかる公共事業「令和2年度西毛広域幹線道路（安中富岡工区）バイパス整備事業」より）。

### 【整備候補地の条件】

候補地等		①現在地	②旧安中高校跡地	③その他 (現在地の一部も)
敷地面積		約12,300㎡ ※消費生活センター敷地 (約1,660㎡)を除く。	約17,000㎡ ※北側テニスコート敷地 (約2,950㎡)を除く。	-
用途地域		第1種住居地域	第2種住居地域	(例) 近隣商業地域
建築可能面積	建ぺい率	60%	60%	80%
	容積率	200%	200%	200%
	延床面積制限	3000㎡以下	-	-
前面道路による容積率制限		0.4	0.4	0.6
高さ制限	道路斜線制限	∠1.25	∠1.25	∠1.50
	隣地斜線制限	20m+∠1.25	20m+∠1.25	31m+∠2.5
	北側斜線制限	-	-	-
日影による 高さ制限	対象建築物 基準 (建築基準法別表第4)	最高高さ>10m 平均地盤面+4m 5時間・3時間	最高高さ>10m 平均地盤面+4m 5時間・3時間	最高高さ>10m 平均地盤面+4m 5時間・3時間
	土砂災害特別警戒区域	区域外	区域外	-

### 【西毛広域幹線道路図】



## 2. 庁舎整備の方向性

### (1) 将来の財政負担軽減を考慮した建替えの必要性

- ・現在の旧庁舎および中庁舎は、耐震診断の結果によれば、大地震が来たときには機能しなくなる可能性が高く、市民・職員の命を守ることはもちろん、被災時の司令塔としての機能や被災後の復興の迅速性を担保するためにも建替えることが望ましい。また、市役所の設備や部署配置は、60年以上前の社会情勢に基づいて考えられており、効率的な部署配置にするためにも建替えが必要であると思われる。

#### 【第1回④⑤他多数】

- ・他自治体の庁舎整備の建設費と安中市の財源を考慮すると、余裕をもって支出できるほどの状況ではないと言える。そのため、現庁舎の各種課題が解決され、後に示す機能・役割が達成される前提で、将来の財政負担が削減されるものにしなければならない。合併特例債が活用できることは好機であるが、そのうちの3割は返済する必要があることを忘れず、コスト意識を持つことが必要である。

できる限りシンプルな建築物にすることで、結果的に建設費も抑えられると思われるが、許容される建設費の範囲内では、安中市の木材等を活用する等、居心地の良い雰囲気づくりを行ってほしい。

#### 【第2回①②⑩⑪ 第3回④】

### (2) 「行政サービス窓口の分散維持」と「司令塔としてのスタッフ機能集約化」

- ・本庁舎における\*スタッフ機能は、行政の効率化を図るためにも集約の必要性が高いと考えられるが、市民の利便性を考慮し、行政サービス窓口は松井田庁舎等に残すべきである。加えて、松井田庁舎等と本庁舎間で、WEB会議サービス等を活用して、相談・打合せができるようにし、デジタル化によって現状以上に利便性を向上させることも検討すべきである。

特に松井田庁舎・谷津庁舎は、まだ活用できる建築物であるので、スタッフ機能だけは移転しても、その後の使い道を有意義なものにしてほしい。例えば、災害対応拠点は本庁舎とするものの、バックアップ機能を備えることも重要で、リスクを分散しておくという視点も考慮すべきである。

\*スタッフ機能:市民に提供する各種行政サービス等に関する企画立案や意思決定、各種行政サービス等提供のためのサポートなどを行う職員、機能をいう。

#### 【第2回⑨⑩⑫⑬ 第3回⑥⑧⑨⑫⑬⑮】



### (3) 社会状況の変化に対して柔軟にスペースの対応ができる工夫

- ・庁舎面積については、総務省基準による算出（事務室については一般職員1人あたり4.5㎡）や、国土交通省基準による算出（事務室については一般職員1人あたり4.0㎡）等の考え方がある。市民利用の観点もさることながら、常時勤務する市役所職員にとって効率的に作業を行う環境を整備する視点も必要であり、職員数に応じた適正規模である必要がある。

#### 【第1回②】

- ・職員数については、安中市では定員適正化計画を策定し、平成31(2019)年度から令和6(2024)年度での定員削減目標を掲げている。それ以降も安中市では人口減少が進むことやデジタル化に伴う少ない職員数での行政サービス提供の可能性がある。一方で、市内には多くの行政施設・関係団体・経済団体施設があり、これらの施設の老朽化も進んでいく中で、本庁舎に吸収していくことで中長期的なコスト削減に繋がるとも考えられる。このようなことから、市内外の社会状況の変化に対して柔軟に対応できるよう、庁舎設備の工夫が求められる。

#### 【第1回③ 第2回⑨ 第3回⑦⑮】

### (4) 誰もが使いやすい・わかりやすい庁舎

- ・ユニバーサルデザインの導入を前提として、市民が利用する動線においては、わかりやすく、特に高齢者にとって負担にならないよう、各種手続きがコンパクトなエリアの中で完結する庁舎を求める。バリアフリー法に基づく設備はもちろんであるが、車の来訪者（使いやすい駐車場）、バスの来訪者（庁舎整備を機会に地域公共交通ネットワーク再整備の検討）、徒歩の来訪者等、様々な来訪手段の市民にとって使いやすくするような庁舎でなくてはならない。

また、市民はもとより、市職員の滞在時間が長いため、市職員が必要と考える機能は、行政の効率化や意識向上の観点からその目的・想定される効果を示した上で、整備されることが望ましい。

#### 【第1回① 第2回③④⑦⑧ 第3回⑯】

### 3. 庁舎に求める機能・役割

#### (1) 災害対応拠点として「市民の命を守る庁舎」

- ・地球環境が大きく変動する中で、水害・地震等の自然災害や新型コロナウイルス等の感染症、あらゆる災害・緊急事態に対応できる庁舎が必要不可欠である。「市民の命をどう守るか」を考える上で、拠点となる庁舎があることで、市民の安心にもつながる。

【第2回②⑧⑮】

- ・災害時の本庁舎は、情報集約（被災状況や援助が必要な箇所の把握等）と情報発信（市民への正しい情報の提供等）の司令塔でなくてはならない。また、被災時は段階的に必要な機能が変わっていくことを踏まえ、一次的には避難所機能（屋上ヘリポート、災害時トイレ、備蓄倉庫等も含め）、二次的にはボランティアセンター機能、三次的には仮設住宅等の中長期の災害支援機能（一般的に仮設住宅の土地確保に時間を要する）というように対応できるよう整備するべきである。

なお、後述する交流広場（イベントスペース）が緊急時には仮設テントや相当数の仮設住宅を建てられる場所とする、通常時はソファのものがベッドになる等、災害時に柔軟に機能を変化させるものがよい。

【第2回①⑥⑪⑯ 第3回①②③⑥⑨⑪⑫⑬⑯⑰】

- ・再生可能エネルギーを導入することで、環境への配慮と合わせて災害対応に強い（自家発電可能）庁舎であることが望ましく、災害対応拠点として機能不全になることは避けなくてはならない。

また、屋上緑化や自然光・自然の風の入り方の工夫、断熱材の活用等で、環境面を考慮し（電力消費の抑制）、かつ感染症対策として換気のしやすい庁舎にすることも必要である。

【第2回⑯ 第3回④⑥⑦⑧⑨⑫】

#### (2) 間仕切りのないオープンフロアオフィスによる職員数変動・組織改編等への柔軟な対応

- ・職員数変動や組織改編、市内のあらゆる公共施設の再編等、今後の社会状況によって本庁舎に求められるスペースは変動していくと思われるので、新庁舎の多くは間仕切りで区切る部屋で構成されるのではなく、遠くまで見渡せる「オープンフロアオフィス」が望ましい。なお、間仕切りが必要な場合は可動式の間仕切りにする等の工夫を行えばよい。オープンフロアオフィスであれば、3階建て程度のシンプルな構造で、開放的な空間にすることで、感染症対策にもなり災害対応拠点にもなりうる。

また、議場については、若い方にも傍聴していただけるように、議場の雰囲気明るく開放的で、気軽に足を運べるような設計としてほしい。

【第3回③④⑨⑫⑬⑯⑰】

### (3) 多世代交流が生まれる交流広場・スペースづくり

- ・市民にとって手続きをするためだけの庁舎だけではなく、あらゆる世代があらゆる目的をもって集う庁舎にするべく、交流広場（イベントスペース）・屋根付きのステージ・遊具施設・フリースペース（フリーWi-Fiを配備）等の機能を充実してほしい。ただし、「あんなかスマイルパーク」との役割分担をしっかりと行い、かつ庁舎の交流広場は、緊急時に災害対応拠点として機能することを重視するべきである。

【第2回⑥⑦⑩ 第3回①②⑤⑨⑮】

- ・交流広場（イベントスペース）等においては、子ども・学生・市民の部活動やサークルの発表会としての使用、フリーマーケット・ビアガーデン・ライブ等のイベント使用、多様な交流イベント（移住者の受け入れ促進策としても）等が実施できるような場所としたい。

【第2回④⑤⑥⑦⑩ 第3回①④⑪⑯】

### (4) 「広い駐車場」から「利便性の高い窓口」までわかりやすい動線と配置（行政サービスの電子化・利便性向上の同時実施）

- ・「あらゆる交通手段で来てわかりやすい動線」と「窓口・部署・会議室・トイレ等がどこにあるかがわかりやすい配置・案内の充実化（外国語対応）」のもとに、スムーズに手続きができる窓口としてほしい。特に、廊下や窓口は窮屈な部分もあり、ゆったりとしたスペースを確保したい。また、窓口においては、感染症対策やプライバシー保護としてのパーティション設置やカウンター以外の個別相談スペースを検討してほしい。

なお、庁舎整備の際には、①各種証明書の発行などの電子化（スマートフォンで必要書類の事前予約等）や②窓口の利便性向上（休日・夜間対応、対応箇所の拡大（ただし、コンビニ交付は市負担コストが発生するためニーズとのバランスを考慮））を実施してほしい。

【第2回④⑤⑥ 第3回①②⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑬⑰】

- ・駐車場は、災害時に緊急車両で多くのスペースが埋まることもあり得るので、緊急時を見据えた広さを求めたい。また、高齢者のことを考慮して1台ごとの駐車スペースを広めに確保することも検討してほしい。

【第3回③④⑤⑦】

## (5) マーケティングを踏まえたテナントスペースの確保(カフェ・飲食・物販・ギャラリー一等)

- ・市民が気軽に集うことができるようカフェ、飲食店(食堂)、物販店(道の駅等のような地元農産物等の販売)、ギャラリー(市民作品の展示、市内産業の紹介)等のスペースを確保してほしい。職員の方が使いたくなるような店舗は、結果的に市民が行きたくなる店舗となると思われる。また、交流広場(イベントスペース)との相乗効果も高いと思われるし、わざわざバスやタクシーで来庁する方にとってみれば、市役所利用に合わせて他の用事が済めば利便性は高い。

なお、テナント誘致は、やみくもではなく、マーケティング(賃貸料想定・利用者想定・収支想定)を鑑みたプランニングを踏まえて行っていく必要がある。加えて、商業的利益のみならず24時間コンビニを入れることによる保安効果等のメリットも勘案する必要がある。

【第2回④⑦⑬ 第3回④⑨⑩⑫⑯⑰】

## (6) 中間支援組織による「まちづくりの拠点としての場づくり」と「民間による維持管理」

- ・市役所はまちのランドマークであり、まちづくりの発展の起点でもある。本懇談会では庁舎そのものの議論を中心としたが、「どのようなまちづくりが必要で、その拠点としてどのように庁舎があるべきか」という視点をもって整備してほしい。

【第2回⑫⑬⑭】

- ・まちづくりには、その担い手を支援することが特に重要であり、そのためには、市内のボランティア団体やNPO等の中間支援組織の活動ができる場づくり、団体同士の連携を強めるための市のバックアップが必要である。例えば、高齢者のふれあいの場は市内で増えておらず、その受け皿として期待したい。

また、庁舎における設備面の維持管理やイベントの運営管理は、その管理を市内団体の活動の一つとして取り組んでいただきたい。そのために、設備面でもその都度指定業者に依頼するのではなく市民・職員で維持管理ができるような設計とし、ライフサイクルコストの低減を図るべきである。

【第2回⑯ 第3回③⑥⑫⑭】

#### 4. 庁舎整備の立地

## 資料 1

## 安中市庁舎に関わる市民懇談会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属団体等
○	1 小川 博	安中市区長会 岩野谷地区代表区長
	2 吉田 茂	安中市社会福祉協議会 会長
	3 河井 香織	安中市PTA連合会 理事
	4 小林 和樹	安中市商工会 会員
	5 高橋 正章	安中市松井田商工会 会長
	6 前島 正樹	安中青年会議所 理事長
	7 佐俣 利幸	連合群馬西部地域協議会 副議長
	8 三好 建正	一般社団法人群馬建築士会安中支部 支部長
	9 恩幣 宏美	安中市行政改革審議会 委員
	10 竹内 佳重	安中市景観計画策定委員会
	11 半田 樹衣	公募市民委員 (群馬大学社会情報学部社会情報学科)
	12 藪 ほの郁	公募市民委員 (高崎経済大学地域政策学部)
	13 久米 史可	公募市民委員
	14 三辻 茂	公募市民委員
	15 石井 清和	公募市民委員
◎	16 小竹 裕人	群馬大学社会情報学部 准教授
	17 北野 敦則	前橋工科大学工学部建築学科 准教授
	18 大石 祐子	(懇談会設置要綱第3条第2項第4号)

◎会長、○副会長

## 資料2

## 安中市庁舎に関わる市民懇談会の開催状況

開催回	日時	場所	議論テーマ
第1回	令和2年6月23日(火) 午後6時30分から 午後9時6分まで	安中市役所本庁舎 3階 委員会室	現庁舎の現状と課題の把握 (庁舎内覧を含む。)
第2回	令和2年7月29日(水) 午後6時30分から 午後8時22分まで	安中市役所本庁舎 3階 委員会室	市役所庁舎の機能・役割に 何を求めるか
第3回	令和2年8月25日(火) 午後6時29分から 午後8時30分まで	安中市役所本庁舎 3階 第305会議室	市役所庁舎の機能に何を求 めるか
第4回			
第5回			